

# 「中央知財研究所」の舞台裏紹介(連載その4)

## — 当研究所は何のために設立されたのか —

日本弁理士会 中央知的財産研究所 前所長 小池 晃

### はじめに

私は、本年3月末日をもって当研究所の所長を退任いたしました。老兵が今頃何をしゃしゃり出たとおしかりを受けそうですが、この研究所が弁理士会にとって極めて重要な意味を持っていると信ずる者の意見として御容赦願いたい。

私が在任した期間は、平成16年4月から平成20年3月までの2期4年間でした。

この期間は丁度弁理士法をはじめ知的財産各法が大幅に改正され、国を挙げての知的財産立国を目指した、知財戦略政策が本格的に稼動した時期にも符合します。私は弁理士として、既に40有余年も経てしまいましたが、弁理士制度も知的財産制度も、少なくとも私の弁理士人生の中でも最も激しく、しかもスピーディな改革の時代に突入しているなとひしひしと感じざるを得ません。

### 知財研究所の設立への動き

最近、弁理士の数も急増し、かつて弁理士不在地域の存在に社会的批判を浴びせられた時期もあったが、しかし弁理士不在県と指摘されるような状況も解消し、職域の拡大に伴ない会員研修制度も拡充し、弁理士の資質の向上に向けた努力も着々と積み重ねられている。

弁理士の使命と職責が増大し、拡大されている中で弁理士や弁理士会が一層社会的貢献を果すためには独自の政策提言が出来るような環境の整備と機能の強化が図られなければならない。よく、公的な場所等で指摘される「特許庁と弁理士会は車の両輪である」というたとえがあるが、弁理士会は本当に両輪のうちの片方の一輪を担っていると胸を張って言うことが出来るのであろうか。弁理士会にとって監督官庁である経産省・特許庁におんぶにだっこをしているだけと批判されるようなことがあってはならないはずだ。

弁理士会は政策提言が出来るような機能を備えているのか、この点が、今から10有余年前、弁理士制度90周年を迎えた平成元年(1989年)の前後の頃に、真剣に議論されはじめた。世界の政治経済の転機となるような大きな出来事が多発し、新しい時代の到来の息吹を感じさせるような時代であった。

日米欧の三極間のハーモナイゼーションが合意されたり、知財を取り巻く環境は急激に変化のスピードを上げ、国際的な動きも従来にないスピードで転換をはじめていた。

平成3年の第2回総会で、「弁理士会のシンクタンク」としての機能を持った「中央知的財産研究所」を設立するための準備委員会が設置され、着々と審議が重ねられた。そして、当研究所の設立が具体化して来たのにあわせ、平成8年4月1日の設立を目指して設立実行委員会を新設し、無事前述した平成8年4月1日に弁理士会の附属機関として当研究所の設立スタートを見るに至ったものである。

初代所長に樺澤襄会員(平成7年度会長)が就任し、外部研究員に中山信弘前東大教授、相澤英孝元筑波大助教授(現一橋大教授)、森本修元特許庁総務部長を迎え、弁理士会のシンクタンクとしての活動を開始した。

この頃、弁理士会、特許庁ともに広報活動に力を入れはじめ、広く社会一般に対して弁理士制度、工業所有権制度をアピールするようになっていった。

また、当会の8年度理事会(稲木会長)は、4月1日に当研究所を設立するとともに、4月18日の発明の日(現発明の日)に弁理士会主催の記念行事を行なうこととし、弁理士会主催の記念講演会を行なうこととした(昭和29年に宣伝カーを都心部に走らせて以来の広報活動と言われている)。

その後、平成9年に弁理士の日制定（7月1日）が決められ、平成11年の弁理士制度100周年を境に、弁理士会独自の行事として弁理士会主催の研究発表会、そして現在当研究所で主催している、研究員による研究報告会として公開フォーラムに連なっているものである。

### 弁理士会にとって中央知財研究所は必要なのか

既に当研究所も設立後12年の歴史を刻んで現在に至っている。当研究所は弁理士会の附属機関として「…長期的及び国際的視野から内外の知的財産権制度及び弁理士に関する諸制度についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行なうことにより、知的財産制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的とする」（会則第149条）ものである。

すなわち、当研究所は設立の趣旨及び令規の規定から明らかなように弁理士会のシンクタンクとしての使命を負う機関である。

一般にシンクタンクでは、各種政策の提案、提言の作成を実施している。当研究所は、長期的及び国際的視点から、内外の知的財産及び弁理士制度の発展に資するという一つの枠内で各種の研究を行なっている。

シンクタンクの研究者は、特定の分野に高い問題意識を持ち、研究手法を身につけ、極めて多くの情報が収集出来、その情報を正確に整理する分析が必要である。

また、当研究所が弁理士会のシンクタンクとして政策提言機能を有する機関であるとしても、当研究所自身が独自に弁理士会の政策意見として対外的に勝手に意見表明することが出来るのであろうか。しかし、この点は後述する当研究所組織の所でも少し触れたいと思うが、組織の人事権はすべて会長に集中しており、研究課題も会長の承認事項となっており、組織の一本化が図られている。

当研究所の研究成果であっても、弁理士会執行部の政策表明と矛盾するようなバラバラな動きで勝手に意思表示がされてはならないことは当然であろう。政策提言機能を有する研究成果を弁理士会の公的政策として表明しようとする場合には、当研究所と執行部間で十分な意思の疎通を図って活用されるべきものであろう。

勿論、当研究所の研究部会内においても、各々の研究員からは各種の意見・報告が提言されることは必然であろう。

そもそも、一研究者が政策研究にかかわるすべての学術分野について専門家となることは不可能である。業務の最終目標は、将来に向ってのビジョンの明示であろう。

### 当研究所の組織等はこれで良いのか

当研究所の組織、研究員、運営、その他中央研究所に関し必要な事項は中央知的財産研究所規則（会令第27号）で定められている。

組織の概要は、当研究所には所長、副所長及び運営委員を置くこととされている。そして、所長は中央研究所を代表し、所務を総理することとされ、また副所長は、所長を補佐し所長に事故あるときはその職務を代行するようになっている。さらに運営委員は所長及び副所長とともに中央研究所の所務運営にあたる役割分担とされている。

一方、研究員については、所長が研究課題ごとに委嘱することになっており、委嘱された研究員は各研究課題についての調査、研究を行ない、研究成果を所長に報告することになっている。この報告書は全会員に対し配布されてきている。

また、上記研究員は、会員中（通称・内部研究員と呼称している）または会員外（通称・外部研究員と呼称している）から委嘱することになっている。

このような組織の中で、主な活動形態としては、月例の正・副所長会及び運営会議において研究所の運営方向を検討、協議するとともに、研究部会が月1回のペースで開催されている。この研究部会には研究員のほかに担当副所長及び担当運営委員が出席することになっている。各担当副所長には各月の正・副所長会及び運営会議合同会議で担当研究部会の研究進捗状況を報告していただき、また担当研究部会の主任研究員（多くの場合、大学の先生にご依頼している）との密な連絡調整業務も果していただくことになっている。

このような状況を見ると、当研究所では各研究部会の主担当も兼ねる副所長へのロードがかかりすぎの面があり、意を強くしてせっかく参画して下さった運営委員は、研究員と運営委員職務分掌に誤解があったり、理解されていないところがあったりで、任期を通じて活性化された運営委員活動を期待しにくいところもある。

運営委員として参加して下さる会員の先生方には、多くの方が研究所の研究員としての研究部会活動への参加を志向されているケースが多いように感じられる。

また、研究所活動の実体を未だあまり経験したことのない会員が、内部研究員として張り切って参加して下さったのにもかかわらず、他の研究員や外部研究員との円滑な交流を欠いたために折角の熱意を無に帰してしまうことも生じかねない。

## 当研究所の将来に向けて

基本的には、当研究所は弁理士会の附属機関の一つであり、弁理士会のシンクタンクとして使命を負っている。近年シンクタンクも民営のものや公設のもの等多数存在するようであるが、弁理士制度や知的財産の諸問題をターゲットとしたものは他に知らない。

これらの研究を中核とする弁理士会の中央知的財産研究所のごときシンクタンクは、弁理士会で設営運用する以外に存在し得ないであろう。

## おわりに

当研究所も他の色々な組織と全く同じであり、この組織を支え維持してゆくのは人材にかかっている。どうか一人でも多くの会員が中央知的財産研究所に関心をもっていただき、まず運営委員として参加され、研究活動の状況や手法を実感していただきたい。

研究の活動や組織の実体をご理解いただいた多くの運営委員経験者が増えて来ることにより、内部研究員として御活躍願える優秀な人材が排出されるものと信じている。

